

第 17 章 避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）

避難設備の技術上の基準（危規則第 38 条の 2）

1 避難設備の設置区分（危規則第 38 条の 2 第 1 項）

| 区分 | 製造所等の 区分 | 施設規模等 | 誘導灯設置場所 |
|---------------|-------------|--|---|
| 避難設備 (誘導灯) | 給油取扱所 | 2 階を危規則第 25 条の 4 第 6 号の用途に供するもの | ① 2 階から敷地外へ通じる 出入口 ② ①に通じる通路、階段、 出入口 |
| | | 一方開放の屋内給油取扱 所で、敷地外に直接通じる 避難口が設けられ、壁等で 区画された事務所等を有す るもの | ① 事務所等の出入り口、避 難口 ② ①に通じる通路、階段、 出入口 |
| — | 上記以外のもの | | |

2 避難設備の技術基準（危規則第 38 条の 2 第 2 項）

- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は、A 級、B 級、C 級のいずれの種類のものでも差し支えない。(H1 消防危第 44 号)
- (3) その他、施行令第 26 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の例によること。